

延岡市空き家活用モデル事業業務委託プロポーザル実施要領

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

1. 業務の名称

延岡市空き家活用モデル事業業務委託

2. 委託の内容

別紙「延岡市空き家活用モデル事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり

3. 契約上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 契約金については、原則、業務委託完了後に支払うこととするが、前金払いの求めがある場合には契約規則に則り、一部支払いに応じることとする。

4. 委託期間

委託契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

ただし、事業完了後 1 年間は、「空き家の利活用モデル」として、本事業の受託者が活用状況などの情報発信を行うこと。また、市からの求めに応じ、内覧イベントなどに協力すること。

5. 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、参加申込者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- (1) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定の日までの間に、国及び地方自治体において入札参加資格者氏名停止措置を受けていないこと。
- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。個人の場合も同様とする。
- (3) 団体の代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。個人の場合も同様とする。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。個人の場合も同様とする。
- (5) 団体又はその代表者が延岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する者でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。個

人の場合も同様とする。

6. 基本的事項

(1) 業務の再委託の禁止

原則、業務の再委託は認めない。ただし、個別の業務の再委託については、事前に建築指導課と協議を行い、了解を得ること。

(2) 受託希望金額の提示

仕様書を基に、受託希望金額を企画提案書等（第5号様式）とともに提示すること。

(3) 秘密保持義務

本業務を受託した者は、業務に際して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理、保護するために必要な措置を講じること。

(5) 情報公開への協力

業務に関して収集した情報については、整理し、情報の公開について必要な資料の作成に協力すること。

(6) 資料の取り扱い

本市が提供する資料については、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを提示することを禁じる。

7. 選定スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 参加意向表明期間 | 令和5年4月17日(月)～令和5年5月31日(水) |
| (2) 質問受付期間(参加意向表明について) | 令和5年4月17日(月)～令和5年5月18日(木) |
| (3) 質問回答日(参加意向表明について) | 令和5年5月24日(水) |
| (4) 参加資格審査結果通知日 | 令和5年6月5日(月) |
| (5) 企画提案書等受付期間 | 令和5年6月5日(月)～令和5年8月31日(木) |
| (6) 質問受付期間(企画提案書について) | 令和5年6月5日(月)～令和5年8月14日(月) |
| (7) 質問回答日(企画提案書について) | 令和5年8月21日(月) |
| (8) プレゼンテーション実施日 | 令和5年9月11日(月)～令和5年9月13日(水) |
| | ※ 期間中において本市が指定する日 |
| (9) 審査結果通知 | 令和5年9月15日(金) |
| (10) 契約締結 | 令和5年9月29日(金) |

※上記(8)～(10)については、参加者数等により変更する可能性があります。

8. 業務委託仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和5年4月17日（月）から令和5年8月31日（木）

(2) 交付方法

延岡市ホームページからダウンロードすること。

(3) 交付する要領等

交付する要領等は次のとおり。

- 1) 延岡市空き家活用モデル事業業務委託プロポーザル実施要領
- 2) 延岡市空き家活用モデル事業業務委託仕様書（案）
※ 企画提案の内容によって、一部変更することがある。
- 3) 延岡市空き家活用モデル事業業務委託プロポーザル審査実施要領
- 4) 延岡市空き家活用モデル事業業務委託企画提案書等評価基準
- 5) 企画提案書の作成要領
- 6) 第1号様式 参加申込書兼誓約書
- 7) 暴力団等排除に係る誓約書兼照会承諾書
- 8) 第2号様式 質問書
- 9) 第4号様式 参加辞退届
- 10) 第5号様式 企画提案書等
- 11) 第6号様式 企画提案等に係る同意書
- 12) 第7号様式 契約期間後1年間の利用制限についての誓約書
- 13) 第9号様式 企画提案の実施に係る同意書

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------|----|
| ・参加申込書兼誓約書（第1号様式） | 1部 |
| ・暴力団排除に係る誓約書兼照会承諾書 | 1部 |
| ・国税等の滞納がないことを証明する書類 | 1部 |

(2) 提出期限

令和5年5月31日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により延岡市都市建設部建築指導課に提出すること。

※ 持参による受付時間は午前9時から午後5時までとし、土日祝日を除く。

※ 郵送の場合は提出期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法によること。

10. 質問受付及び回答

(1) 質問方法

- 1) 提出書類 質問書（第2号様式）

2) 提出方法 電子メールとする。提出後はメール受信確認の連絡を行うこと。

e-mail : kentiku-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

(2) 受付期限

(参加意向表明について) 令和5年5月18日(木)午後5時まで

(企画提案書について) 令和5年8月14日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、集約して質問者名をふせて、令和5年5月24日(水)、令和5年8月21日(月)の2回に分けて本市のホームページで公表する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する。また、期限を過ぎて提出された質問や住所・氏名等を明かさずに提出された質問は、正式に受理しない場合がある。

11. プロポーザル参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加資格審査の結果については、申請者に対し、令和5年6月5日(月)に参加資格審査結果通知書(第3号様式)にて電子メールにて通知する。

12. プロポーザル参加資格の取消

プロポーザル参加資格を認められた者が、プロポーザル参加資格審査結果の通知をした日から選定までの間に延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成18年告示第63号)に該当する行為があった場合、又はその他参加資格の要件を満たさなくなったと認められる場合には、その者のプロポーザル参加資格を取消し、提案等を無効とする場合がある。

13. 提案書の提出

(1) 提出締切

令和5年8月31日(木)17時必着

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。

(3) 提出物

別紙第5~7号様式(以下、「提案書等」という。)および添付書類を正を1部、副を10部ずつ提出すること。

また、副には、企業名等が特定されるものを記載しないこと。

(4) 提出先

延岡市都市建設部建築指導課空家施策推進係

(5) その他

1) 提案書等の変更の禁止

提出期限後において、提出した提案書等の変更は原則できない。ただし、軽微な訂正・差し替え(誤字・脱字を改めるものに限る。)は除く。また、提案

書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

2) 提案数

提案は、1 団体につき 1 つとする。

3) 著作権の帰属

提出された提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案選定の公表等必要な場合には、本市が無償で使用できるものとする。

4) 費用の負担

提案に際し、要した費用はすべて提案者の負担とする。

5) 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、参加辞退届（第 4 号様式）を提出すること。（※令和 5 年 9 月 7 日（木）までに必着とする。）

14. プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションの実施日時を令和 5 年 9 月 4 日（月）までに通知する。プレゼンテーションの実施については、企画提案書の鑑（第 5 号様式）に記載した実施方法とする。

15. 受託候補者の選定

上記「5.」の参加資格を満たし、企画提案書等の提出を行った参加者に対し、プレゼンテーションを基に企画提案書等の審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、「提案事項」の評価点が高いものを受託候補者として選定する。詳細については「延岡市空き家活用モデル事業業務委託プロポーザル審査実施要領」によるものとする。

16. 選定結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加事業者に対し、令和 5 年 9 月 15 日（金）に書面を発送する。なお、審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

17. 契約の締結

延岡市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、協議が整わない場合、延岡市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

受託候補者がこの要領に定める事項に違反した場合、契約を締結しないことがある。

なお、契約締結時に別紙第 9 号様式を提出し、企画提案の実施について改めて所有者から同意を得ること。

18. 失格事項

プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (4) 審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合。
- (5) 見積書の記載金額が提案限度額を超過している場合。
- (6) プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合。
- (7) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

19. その他

- (1) 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の選定作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は一切返却しない。
- (3) 提出された書類の訂正・差替えは原則認めない。ただし、軽微な訂正・差し替え（誤字・脱字を改めるものに限る。）は除く。
- (4) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 企画提案書等は、延岡市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- (6) プロポーザル参加に要した費用は全て参加事業者の負担とする。

【問い合わせ先】

延岡市都市建設部建築指導課空家施策推進係
〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
電話番号 (0982) 20-7170
E-mail kentiku-s@city.nobeoka.miyazaki.jp